



松 浦 商工会議所NEWS

令和3年10月29日発行

第50号

発行:松浦商工会議所
長崎県松浦市志佐町浦免1807
TEL 0956-72-2151
FAX 0956-72-0199

今号の主な内容

- ・ 追悼 高橋顧問へ
～幾多の功績に感謝と敬意を込めて～
- ・ 新入会員紹介
- ・ 11月は「労働保険適用推進強化期間」です
- ・ 長崎県／最低賃金の改定 (R3.10.2～)
- ・ 第7回志佐町まちゼミが開催!
- ・ 検定試験情報
- ・ 日商より検定事業にかかる受験者拡大に対し表彰状を授与
- ・ 10月1日より消費税の適格請求書(インボイス) 発行事業者の登録申請受付開始
- ・ 松浦商工会議所からの新しい情報をタイムリーにお伝えします
- ・ 補助金・融資等の支援情報
- ・ 「労使間のトラブル解決のお手伝いをします」～労働相談&あっせん～
- ・ YEGコーナー
- ・ 女性会コーナー
- ・ 広告 小規模企業共済制度
- ・ 法律相談コラム
「パートナーシップ制度って何?」



高橋顧問へ

～幾多の功績に感謝と敬意を込めて～

当所顧問で前会頭の高橋博之氏(下條建設(株)代表取締役)が、9月22日に逝去されました。75歳でした。

高橋顧問は、平成16年5月から令和元年10月までの15年6ヶ月の永きにわたり、松浦商工会議所の第3代会頭として市内の商工業の発展にご尽力されました。

会頭在任中は、国道204号線「松浦バイパス」の無料化、九電松浦発電所2号機の建設再開、松浦港早期埋め立て、西九州自動車道の早期事業化など、国・県・市に対し、数々の要望活動を実施されました。

当所事業としては、平成21年度に地元産のマーコットを使用したお菓子を市内の菓子店と共同開

発し、「松浦のおさんじ」のブランドを築きました。

この「松浦のおさんじ」は、現在、市の戦略産品である「松浦の極み」の一つに選定されています。

また、平成28年度には、全国に先駆けインターネットのクラウド型会計システムを導入し、会員事業所の会計業務効率化に大きく貢献しました。

このような功績が認められ、令和2年11月「松浦市市政功労表彰」と「県民表彰」を授与されました。

高橋顧問の数々の功績に対し、改めて感謝と敬意を表するとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。



★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました。事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種	事業所名称	氏名	地区	業種
(株)東京海上日動パートナーズ九州長崎支店佐世保支社	新堀 和之	志佐町	保険業	Y's総建	吉田 明奈	志佐町	建設・土木業
あいおいニッセイ同和損害保険(株)佐世保支社	刈込 豪氣	志佐町	保険業	(一社)西日本福祉会松浦ひかり工房	宮本 学	志佐町	福祉業
うなぎ割烹 和	祖川 二郎	志佐町	飲食業	トータルリペアS1	吉長 成一	御厨町	車両販売整備業
東京海上日動火災保険(株)佐世保支社	小石原健二	志佐町	保険業	(R3.7.13～R3.10.15)			

11月は「労働保険適用 推進強化期間」です

～労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。～

労働保険は、「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者を1人でも雇用する事業主は、法律により労働保険への加入が義務づけられています。

労災保険は、労働者が工作中や通勤途中に事故にあった場合に、被災された方や遺族の方を保護するために必要な保険給付を行っています。雇用保険は、労働者が失業した場合に、失業手当等を給付したり、再就職を促進するために必要な給付を行っています。

長崎労働局では、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、職権の行使を含む積極的な加入勧奨により、労働保険の未加入事業場をなくすための対策(労働保険未手続事業一掃対策)を進めています。

まだ、加入手続がお済みでない事業主の方は早急な手続をお願いします。

加入手続は、労働基準監督署・ハローワークにおいて事業主が直接行う外、事業主団体からなる「労働保険事務組合」へ事務を委託する方法があります。

詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室(TEL 095-801-0025)又は最寄りの労働基準監督署・ハローワークへご相談下さい。

……………長崎県の……………

か
な
ら
ず
チ
エ
ッ
ク
!

最低賃金

使用者も、労働者も。

令和3年10月2日より

821 (時間額) 円

お問合せ先

- 長崎労働局労働基準部賃金室
TEL 095-801-0033
- 最低賃金に関する特設サイト
URL <https://pc.saiteichingin.info/>



第7回志佐町まちゼミが開催!

志佐商工振興会では11月8日より第7回志佐町まちゼミが開催される。

本まちゼミは、8年前に商店街への来街者増と顧客づくりの強化策として始まった事業である。今回は、全国一斉まちゼミとして実施される。詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

～(検)定試験情報～

■珠算能力検定(日本珠算連盟)

◆第224回 1～10級

- ・実施日 令和4年2月13日(日)
- ・申込期間 令和3年12月20日(月)～
令和4年1月13日(木)
- ・合格発表 令和4年2月18日(金)

■簿記検定(日本商工会議所)

◆第160回 2級・3級

- ・実施日 令和4年2月27日(日)
- ・申込期間 令和4年1月11日(火)～
令和4年1月31日(月)
- ・合格発表 令和4年3月14日(月)

※珠算検定・簿記検定ともに、コロナウィルス感染拡大防止のため、松浦市在住者のみで定員を18名とさせていただきます。定員になり次第締め切ります。ご了承ください。

日商より検定事業にかかる 受験者拡大に対し 表彰状を授与

日商検定事業にかかる受験者拡大に尽力した業績に対し、平成27年度に続き令和3年度においても表彰されました。



10月1日より消費税の適格請求書 (インボイス)発行事業者の 登録申請受付開始

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式
(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格
請求書(インボイス)を交付することができます。

『インボイス制度ってナニ?』

■売手である登録事業者は、買手である取引相手
(課税事業者)から求められたときは、インボ
イスを交付しなければなりません(また、交付
したインボイスの写しを保存しておく必要があ
ります)。

■買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原
則として、取引相手(売手)である登録事業者
から交付を受けたインボイスの保存(※)等が
必要となります。

(※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のう
ち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事
項)が記載され取引相手の確認を受けたものを
保存することで、仕入税額控除の適用を受ける
こともできます。

『インボイスってナニ?』

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税
額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区
分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及
び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追
加されたものをいいます。

<インボイスの記載事項>

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【『インボイス制度対策講習会』を11月11日 (木)に開催します】

インボイス制度のポイントや問題点について、
それぞれの消費税課税事業者の立場(一般課税、
簡易課税、免税)に応じてわかりやすく解説いた
します。詳細は10月18日に発送していますチラシ
をご覧ください。ご参加をお待ちしています。

NEW

松浦商工会議所からの新しい情報を タイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所
フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。

新型コロナウィルスへの支援情報や各種補助金
情報などタイムリーに情報をお届けしたいと考
えておりますので、ぜひご登録くださいますよう
ご案内申し上げます。本取り組みは、通常の郵送
案内や会報によるご案内を止めるものではござい
ません。旬な情報をいち早くお伝えする目的で実
施するものです。



@matsuura4209

フェイスブックに情報アップ



<https://lin.ee/g1geVL>



どんな情報がアップされるの?

Ans.

- ① 補助金情報(持続化補助金やものづ
くり補助金、市の補助金、県の補助
金などなど)
- ② 新型コロナウイルスに関する各種支援情
報
- ③ イベント、セミナー等の情報
などを不定期に掲載していきます

LINEにメッセージが届きます



松浦市窓口

令和3年度中小事業者一時支援金(3種類)

今年8月、9月の売上減少を対象とした支援金の受付が10/1より開始されました。
新型コロナウイルス感染症拡大等により影響を受けている事業者に対し、売り上げ減少率に応じて支援金・給付金が支給されます。
概要は以下の通り。

支援金名称	売上減少率条件	減少要件	支援金額
①月次支援金上乘せ分	50%以上減少	8月又は9月の月次支援金の給付を受けた方	上限5万円/月
②事業継続支援給付金	30~50%減少	①県時短要請に応じた飲食店等との取引額減少による売上減少 ②外出自粛による売り上げ減少のいずれかに該当	上限10万円/月
③松浦市経営維持支援金	20%以上減少	コロナウィルス第5波の影響	上限7.5万円/月

※いずれの支援金も、飲食店時短協力金対象店舗の方は受けることが出来ません。

※①月次支援金上乘せ分は月次支援金(5P参照)を申請した後の手続きとなります。

※上記3種の支援金は月ごとの申込となりますので、例えば8月は①、9月は②を申し込むことが可能です。

※同一月を対象に上記支援金を複数受給することはできません。

※8月と9月で異なる支援金・給付金を申請する場合は、申請書等を別々にご用意ください。

【提出先・相談窓口】宛先・窓口 〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地

松浦市地域経済活性化課 TEL0956-72-1307 ※開設時間8:30~17:15

(原則、土・日・祝日を除きます。また、12月29日から1月3日を除きます。)

【受付期間】令和3年10月1日(金)~令和4年1月31日(月) ※当日消印有効

※事業継続支援給付金のみ、令和3年12月28日(火)で受付を終了します。

【申請方法】持参又は郵送

申請様式等を松浦市ホームページから入手いただくか、次のいずれかの窓口でお受け取りいただき、必要事項を記載のうえ、松浦市地域経済活性化課に提出してください。

【申請書設置窓口】

松浦市地域経済活性化課、松浦市福島・鷹島支所、松浦商工会議所

松浦市福鷹商工会(鷹島支所含む。)

令和3年度 松浦市経営向上 専門家のアドバイスを受けてみませんか？ アドバイザー事業

松浦商工会議所または松浦市福鷹商工会にご相談ください

申請期間：令和3年6月1日~

令和4年1月31日

悩みに適した専門家を **無料** で紹介いたします！

※予算額の上限に達した場合、申請期間内であっても募集を締め切ります

こんな悩み、抱えていませんか？

経 営 Q.補助金や融資を受けたいが、手続きはどうやるの？

Q.新しい事業を始めたいけれど、何をすればいい？

税 務 Q.正しい会計処理ができているのか確認してもらいたい

Q.融資を受ける際の決算書、これで大丈夫？

労 務 Q.申請に就業規則などの作成が必要だけどどう作るの？

Q.労務管理の仕方が正しいか、誰かに確認してほしい

I T Q.ホームページを作りたいけれど、やり方がからない

Q.業務を自動化して効率を上げたい

**相 談
方 法**

企業への巡回相談又は会議所・
商工会での相談

**相 談
時 間**

1回のご相談につき
1時間程度(最長2時間まで)

【問い合わせ・申込先】・松浦商工会議所 (TEL: 0956-72-2151) ・松浦市福鷹商工会 福島本所 (TEL: 0955-47-2152)
鷹島支所 (TEL: 0955-48-2117)

月次支援金

国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した事業者等の皆様に月次支援金（対象月ごとに応じ計算）の支給手続きが行われています。（※長崎県は、8月・9月がまん延防止等重点措置が発令されています）

次の要件に当てはまる方は対象となる可能性があります。

要件1

対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）に伴う
飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

要件2

2021年の**月間売上が**、2019年又は2020年の同月比で**50%以上減少**

■給付額（各対象月に応じて計算）

給付額＝中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月

■申請（当所による手続き支援）に関するスケジュール

※原則ご自身で申請手続き（電子申請）をしていただきますが、どうしても入力作業が難しい方は当所でも入力支援いたしますので早めにご相談ください。

	当所への相談	※事前確認期限	申請期限
9月分支援金	11月上旬頃までにはご相談下さい	11/25	11/30
10月分支援金	12月上旬頃までにはご相談下さい	12月下旬予定	12月末予定

※初めての申請時には登録確認機関（当所など）で事前確認が必要となります。

※対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象者は給付対象外。

※松浦商工会議所では支援金対象となるか否かの判断をする機関ではありません。詳しい中身については、本事業相談窓口（0120-211-240）へ電話にてご自身でご確認をお願いします。

業務改善助成金が 使いやすくなりました

『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容が大幅に拡充されました。

①45万円コースを新設

②年度内に2回目の申請が可能

③上限加算の対象を10人まで拡大

（③はコロナ禍により売上等が30%減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満に限る）

■対象者（事業場）

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30

万円以内 かつ 事業場規模100人以下

■申請期限 令和4年1月31日

■お問合せ先

業務改善助成金コールセンター

TEL：03-6388-6155（平日8:30～17:15）

■申請窓口

長崎労働局 雇用環境・均等室 TEL:095-801-0050
(〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3F)

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金

検索



小規模事業者持続化補助金

①一般型

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助

補助上限 原則50万円

補助率 原則2/3

次回〆切 令和4年2月4日(金)

※郵送：当日消印有効

②低感染リスクビジネス枠

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるため、対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援

補助上限 原則100万円

補助率 原則3/4

次回〆切 11月10日(水)17時

※申請をお考えの方は、お早めに会議所へご相談ください。

事業再構築補助金

～第4回公募は10月中に公募開始（12月中下旬頃まで）、第5回公募は令和4年1月中に公募開始（令和3年3月頃まで実施予定）～

本事業は、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

■補助金額及び補助率

[通常枠]

中小企業者等、中堅企業等ともに

【従業員数20人以下】100万円～4,000万円

【従業員数21～50人】100万円～6,000万円

【従業員数51人以上】100万円～8,000万円

・中小企業者等 2/3補助(6,000万円を超える部分は1/2)、中堅企業等 1/2補助 (4,000万円を超える部分は1/3)

※ほかにも様々な枠があります。

申請をお考えの方は、早めに会議所へご相談ください。

長崎県労働委員会
からのお知らせ

「労使間のトラブル解決のお手伝いをします」

～労働相談&あっせん～

事業主と働く方の間のトラブル解決に是非ご利用ください。

■費用は無料 ■秘密は厳守

■ご相談は、「長崎県労働相談情報センター」へ
※労働者問題アドバイザー（月1回は弁護士）が、労使間のトラブルについて一緒に解決方法を考えます。詳しくはこちら↓

●長崎労働相談情報センター

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/na-rodo-c/>



●佐世保労働相談情報センター

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/na-rodo-c-2/>



<<相談者があっせんを利用したい場合>>

「長崎県労働委員会」

※労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。

詳しくはこちら↓

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/rodo/rodoiinkai/>



また、休日労働相談が下記のとおり開催されます。お気軽にご相談ください。

詳しくはこちら↓

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkara-nooshirase/oshirase/455161.html>



■電話相談

・10月17日(日)・24日(日)

・受付時間 9:30～16:30

・フリーダイヤル0120-783-258または0120-783-369

※携帯電話からもご利用できます。

※県内からのお電話に限ります。

■個別相談（予約優先）

・予約受付電話番号 095-822-2398

【佐世保会場】

10月17日(日) 9:30～16:30

県北振興局天満庁舎3F会議室

(佐世保市天満町1-27)

【長崎会場】

10月24日(日)9:30～16:30

長崎県庁3F308会議室（長崎市尾上町3-1）

YEGコーナー

「研修事業セミナー」 を開催

7月例会

7月28日（水）に、㈱タナベ経営の市川淳様をお招きし、セミナーを開催しました。自社の成長、存続を見据え、取り巻く状況と自社の経営環境を見つめなおすとともに、新たなチャレンジを模索することで経営者としてのスキルアップを目指すことを目標としました。現地参加者15名の他、大村、島原から数名のWEB参加もありました。

セミナーでは、事業計画策定のポイントを順を追って、事例等を交えながら詳しく講義していただきました。事業計画を立てる前に必要な経営者としての理念やビジョンについて改めて考えなおすことの重要性、自社以外の周りとの協力・連携による取り組みの可能性など、このYEG活動の経験が経営にも大いに活かせるとの気づきも得ることができたセミナーとなりました。

9月例会

9月22日（水）に、松浦商工会議所3階会議室において研修事業セミナーを開催しました。人材育成の仕組みを学び自社の存続と発展に繋げることを目的に、長崎県よろず支援拠点、社会保険労務士である塩見英敏様をお呼びし、人材確保・育成についての研修が行われました。現地参加者、WEB参加者の計12名の参加となりました。

今回の講義では、人材不足に対するスキームを段階的に考えることで課題を明確にしつつ、解決に向けた取り組みについてお話ししていただきました。人材不足だけに視点を置かず総合的な経営課題の視野を持つことで、結果、人材不足の解決へと繋がる方策が見えてくるといった話があり、経営ビジョンを持つことの重要性などを改めて気づかされたセミナーとなりました。



女性会コーナー

第55回長崎県商工会議所 女性会福江大会

令和3年10月14日(木)に福江文化会館をメイン会場とし、長崎商工会議所女性会連合会 福江大会が各会場にLIVE配信で開催されました。県内女性会会員約138名が集結し、当女性会より湯浅会長、他15名が参加しました。

開催地女性会会長挨拶では、田端会長より「大雨災害や感染症の脅威の中、経済が落ち込んでいる現状ではありますが、女性会会員が地域経済を盛り上げ、今大会を通して長崎県女性会の強い結束と絆を再確認し、危機を乗り越えることに繋がっていくものと信じておりますと挨拶されました。その後、次期開催地は、松浦となることから次期開催地女性会挨拶として、湯浅会長の挨拶が代読されました。

講演会では、フリーキャスターであり、事業創造大学院大学客員教授も務められている伊藤聡子氏による「アフターコロナで求められる女性の力」と題して講演が行われました。



安心
安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

制度の特長

1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合には「退職所得扱い」、分割の場合には「公的年金等の雑所得扱い」です。



Be a Great Small.
中小機構

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)



法律相談コラム

◇パートナーシップ制度って何?◇

Q 佐賀県が「パートナーシップ宣誓制度」というものを始めるというニュースを見ました。何が変わるのですか？

A 一方または双方が性的マイノリティのカップルの方が、互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合っていくことを約束・宣誓して、行政側がそれを証明する制度です。法律上の婚姻ではありませんので、婚姻による夫婦としての権利・義務は基本的には発生しません。

今回の制度は県が実施するものなので、直接影響があるのは県営住宅や県営の医療機関など県が扱う行政の範囲にとどまりますが、今後市町村レベルでの制度実施が増えれば、範囲も広がっていきます。中長期的には市民生活や雇用関係にも普及してくると思います。このパートナーシップ制度の影響について、主要なところを整理しておきます。

- ・戸籍…影響なし。戸籍上の配偶者にはならない。
- ・住民票…今のところ影響なし。住民基本台帳を扱う市町村側の対応によっては今後影響あり得る。例えば、パートナーの続柄欄を「縁故者」とすることを認める自治体もあり。
- ・社会保障…年金・健康保険や労災などは今のところ影響なし。内縁関係（「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」としての扱いもなされていない。ただし、市町村レベルで、パートナーを配偶者と同等に扱うことを認める事例もあり(例：犯罪被害者の遺族への見舞金など)。
- ・相続…影響なし。法律上の婚姻関係ではなく、相続人にはならない。
- ・生命保険…保険会社の対応による。生命保険の死亡保険金受取人にパートナーを指定することを認め

る保険会社もある。

なお、パートナーシップの解消は、法律上の婚姻の手續にはよりませんが、内縁関係の場合に準じて財産分与などが認められる可能性はあります。今後の裁判例などの動向がたいでしょう。

雇用関係については、パートナーシップ制度を利用している従業員がいる場合に、福利厚生面で配偶者と同等に扱う義務はありません。もっとも、ダイバーシティ・マネジメントの観点から、積極的に検討すべき課題ではあると思います。

なお、影響がある点として、医療機関の面会の扱いがあげられていましたが、医療関係でいえばむしろ、本人が判断できない場合の医療同意として、パートナーによる同意を認めるのかどうか、が重要でしょう。医療同意については医療機関ごとに幅があるように思いますが、今回の制度開始で改めて検討が必要になると思います。

同じように、今後パートナーシップ制度の普及が進めば、商取引やサービス提供の場面でも、配偶者と同等に扱うことが事業者側に期待されるようになるかもしれません。例えば、家族割引などですね。

このトピックについては、今後の動向にご関心を払っていただければと思います。

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1
弁護士法人いまり法律事務所
弁護士 环 悠樹【文責】

(注) 本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。

